

## 産業空洞化対策減税基金の概要

### 【県内における企業立地の支援制度を新設・拡充しました。】

平成24年2月県議会において予算（案）が可決された場合に、4月から申請を受けます。  
(※ 募集要項等は、公募開始の際に、改めてお知らせします。)

国際戦略総合特区の対象業種となった航空宇宙分野を始め、次世代自動車、環境・エネルギー等の成長が期待できる分野において、県外企業の新規立地や県内企業の再投資を支援し、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげていきます。

#### 1 高度先端分野における企業立地への支援（※大規模投資への支援）

高度で先端的な技術を利用する製品の製造又は研究を行う工場等の立地を支援します。

対象分野：航空宇宙、健康長寿、環境・エネルギー、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT

補助対象：建物、機械設備等の固定資産取得費用（土地を除く）

補助額：100億円（※10億円から大幅に引き上げました。）

補助率：工場：10%以内（既設工場への設備投資は5%以内）

研究所：20%以内（既設工場への設備投資は5%）

（投資額が300億円超の場合は、10億円に300億円を超えた額の5%を追加）

※雇用や投資額等の補助要件等の詳細は、下記にお問合せください。

#### 2 成長分野やサプライチェーンの中核分野における企業立地への支援

市場が大きく成長する分野や県内企業等のサプライチェーンの中核となる部品・素材分野の企業立地を支援します。

対象分野：①高付加価値の産業分野（市場規模が直近2年で25%以上拡大）

②サプライチェーンの中核となる分野（県内又は国内シェア10%以上）

補助対象：建物、機械設備等の固定資産取得費用（土地を除く）

補助額：10億円

補助率：工場：10%以内（既設工場への設備投資は5%以内）

※雇用や投資額等の補助要件等の詳細は、下記にお問合せください。

#### 3 長年立地する県内企業の再投資への支援

※市町村の支援が前提となりますので、下記にお問合せください。

補助対象：建物、機械設備等の固定資産取得費用（土地を除く）

補助額：5億円

補助率：工場：5%以内

※ 1～3のいずれも、審査会での審査を受けることが条件となります。

#### 問い合わせ先

愛知県 産業労働部 産業立地通商課 立地推進グループ 電話 052-954-6372

<http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

# 【 県内で実施される研究開発・実証実験への補助制度新設のお知らせ 】

平成24年2月県議会において、予算（案）が可決された場合に、公募を開始します。

(※ 募集要項等は、公募開始の際に、改めてお知らせします。)

国際戦略総合特区の対象業種となった航空宇宙分野を始め、次世代自動車、環境・エネルギー等の成長が期待できる分野において、企業等が行う研究開発や実証実験を支援し、本県における附加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげていきます。

## 1 補助対象者

事業者（大企業、中小企業、事業協同組合等）※ 実証実験では市町村を含みます。

## 2 対象事業

### （1）研究開発

県内に事業所を持つ企業等が実施する次の事業を対象とします。

- ア 中小企業・事業協同組合等が中心となって、原則として、公設試験研究機関と連携して実施する研究開発。
- イ 大企業が中心となって、原則として、产学研行政が連携する実施体制を構築して実施する研究開発。
- ウ 国際戦略総合特区の目標達成に資する研究開発。
- エ 中部シンクロトロン光利用施設（仮称）を活用して実施する研究開発。

### （2）実証実験

県内において実施される、次の事業を対象とします。

- ア 企業等が次世代技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施する、県内経済活性化に資する実証実験。
- イ 次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化が進展し、本県産業の競争力向上に資する実証実験。
- ウ 国際戦略総合特区の目標達成に資する実証実験。

## 3 補助率

申請者が大企業の場合は2分の1以内、それ以外の場合は3分の2以内

（大企業についても、上記2（1）ウ又はエ、（2）ウに該当する場合は3分の2以内）

## 4 補助限度額

2億円以下

### 問い合わせ先

愛知県産業労働部 地域産業課（研究開発）電話 052-954-6340（技術振興・調整グループ）

新産業課（実証実験）電話 052-954-6351（次世代エネルギーグループ）

※ 組織再編により、平成24年4月以降は「産業科学技術課」が担当します。

## 産業空洞化対策減税基金の全体像

### 1. 大規模投資案件の誘致 ～21世紀高度先端産業立地補助金～

### 2. 中小規模の投資案件へのきめ細かい支援 ～新あいち創造産業立地補助金～

### 3. 研究開発・実証実験の支援 ～新あいち創造研究開発補助金～

区分	概要
ねらい	高度先端分野における大規模投資等の促進  ○高度先端分野に対する補助限度額を大幅に引き上げ（10億円 → 100億円、全国でトップレベル）。 ○本県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、大規模な工場・研究所等の立地実現を目指す。

対象分野	【投資規模要件】 ※投資額が300億円を超える場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加。
対象者	企業
補助率	10% (既設工場での投資は5%)
限度額	100億円 (300億円以下の投資額:10億円)
補助要件	新規常雇用者の増 大企業 : 20人以上 中小企業 : 5人以上 ※300億円超の投資案件の場合は、投資額100億円毎に10人の常雇用者増を追加。
対象経費	固定資産取得費用(土地を除く) 新増設に係る工場建設費、機械設備装置費、設備機械装置の導入に必要となる工場改修に係る経費を含む。

区分	概要
ねらい	航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿分野（あいち産業労働ビジョンの重点プロジェクト分野）、その他知事が認める分野  (1)航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿分野（あいち産業労働ビジョンの重点プロジェクト分野）、その他知事が認める分野 (2)企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野 ①サプライチェーンの中核をなす部品・素材分野 ②市場が大きく成長する産業分野 企業
対象者	5% (市町村と合わせて10%)  5億円 (市町村と合わせて10億円)
補助率	10% (既設工場での設備投資)15%  100億円 (300億円以下の投資額:10億円)
限度額	10億円  10億円
補助要件	【投資規模要件】 ※20年以上県内で立地する工場、事業所等を対象とする。 大企業 : 25億円以上 中小企業 : 1億円以上 ※4年間維持。 ①東日本大震災前と同水準で ②常用雇用者数の増 ③常用雇用者数の増 大企業 : 100人以上 中小企業 : 25人以上 ④常用雇用者数の増 大企業 : 20名以上 中小企業 : 5名以上等 固定資産取得費用(土地を除く) 新増設に係る工場建設費、機械設備装置費、設備機械装置の導入に必要となる工場改修に係る経費を含む。
対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、外注試験費、研究委託費等 実証設備及びシステム費用、実証実験参加者協力費等

区分	概要
ねらい	○成長が期待される分野において、企業等が行う研究開発や実証実験を支援。 ○「知の拠点」の整備と合わせ、高度な研究開発環境を提供し、本県における高付加価値のモノづくりの継続・拡大につなげる。 ○併せて、航空宇宙に関する国際戦略総合特区の目標達成に資する。
対象者	(1)航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿分野（あいち産業労働ビジョンの重点プロジェクト分野）、その他知事が認める分野 (2)「中小企業のつくり基盤技術の高度化に関する法律」に指定された特定基盤技術分野 (3)あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野 企業(大企業、中小企業、組合等)、市町村(※実証実験のみ)
補助率	大企業の場合は、原則として1/2、それ以外の場合は2/3
限度額	2億円 中小企業の場合は、原則として、1億円
補助要件	(1)航空宇宙、環境・エネルギー、健康長寿、IT、その他知事が認める高度先端的な技術分野 (2)企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野 ①サプライチェーンの中核をなす部品・素材分野 ②市場が大きく成長する産業分野 企業
対象経費	(1)航空宇宙、環境・エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿分野等の重点プロジェクト分野、その他知事が認める分野等の支援 ○地域企業の事業活動の安定化 ○を図るために、市町村と連携して、 ○県内における再投資を支援。 ○長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の ○流出を防止。 ○小さくてもきらりと光る投資案件 ○を支援。 ○県内における経済力や雇用の喪失防止・拡大につなげる ○ほか、我が国におけるサプライ ○チーンの維持にも貢献。